

## 板橋区保育の利用児童の要支援児加算認定会議要綱

### (目的)

第1条 保育の利用を承諾された心身に障がいのある児童（以下「要支援児」という。）のうち、その保育の困難性から保育職員の増配置又は加算の対象となる児童を認定するため要支援児加算認定会議（以下「認定会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 認定会議は、第4条に定める基準に該当する児童を、要支援児加算対象児童として認定する。

### (構成)

第3条 認定会議は、次の職にあるものをもって委員とし、構成する。

- (1) 子ども家庭部長
- (2) 子ども家庭部保育運営課長
- (3) 子ども家庭部保育サービス課長
- (4) 区立保育園園長会代表
- (5) 私立保育園園長会代表
- (6) その他区長が必要と認めた者

### (認定対象児童)

第4条 認定の対象となる児童とは、次の各号に定める基準のいずれか一つ又は重複して該当するものであること。ただし、障がいの程度が基準に該当する児童であっても、健常児と同じ保育が可能である場合は、ここにいう要支援児とみなさない。

- (1) 身体障がいについては、おおむね身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害級別5級又は4級程度
- (2) 知能、社会性及び機能などの発達の遅れについては、おおむね東京都愛の手帳交付要綱第4条に定める判定基準の軽度又は中度程度

### (会議)

第5条 認定会議は、子ども家庭部長が必要に応じて招集する。ただし、緊急を要する等招集が困難な場合は、子ども家庭部長が第6条に規定する申請の状況を各委員に通知し、各委員の判定及び意見に基づいて第2条に規定する事務を行うことができる。

### (申請)

第6条 保育園長は、第4条に定める基準に該当すると思われる保育の利用を承諾された児童について、当該児童の保護者の同意を得て要支援児加算対象児童認定申請書（別記1号様式）により区長に認定の申請をするものとする。

2 区長は、前項の申請のあったものを認定会議に付議する。

3 認定会議は、付議されたものにつき認定するにあたって、当該児童を保育している園長及び担当保育士から意見を聞くことができる。

### (通知)

第7条 区長は、認定会議の結果について、申請のあった保育園長に要支援児加算対象児童認定結果通知書（別記2号様式）により通知する。

2 区長は、各委員の判定及び意見に基づいて第2条に規定する事務を行った場合について、その結果を、文書をもって各委員に通知する。

(認定解除)

第 8 条 保育園長は、要支援児加算認定された児童について、その必要がなくなった場合は要支援児加算対象児童認定解除申請を区長あて行う。(別記 3 号様式)

2 区長は、その結果について保育園長に通知する。(別記 4 号様式)

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会議にはかつて子ども家庭部長が定める。

(庶務)

第 10 条 会議の庶務は、子ども家庭部保育サービス課が処理する。

付 則

この要綱は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 11 年 6 月 7 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 6 年 1 月 15 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 6 年 12 月 3 日から施行する。

(あて先) 板橋区長

保育園名

施設長名

要支援児加算等認定申請書

下記の児童に係る要支援児加算について、関係書類を添えて申請いたします。

記

フリガナ 児童氏名	----- ( 男 ・ 女 )					
生年月日 (歳)	年	月	日	(	歳	か月)
保育の利用年月日	年	月	日			
対象児童の保育の困難性と職員の増配置又は加算を要する理由						
要支援児加算認定児童数	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
※区記載事項	名	名	名	名	名	名

# 児 童 家 庭 状 況 表

フリガナ 児童氏名		記入保護者氏名			
住 所	町 丁 目 番 号				
家 族 構 成	氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	備 考
家庭環境					
家庭の指導					
家 庭 内 で の 児 童 の 状 況	食 事				
	排 泄				
	着 脱 衣				
	言 語				
	そ の 他				
医師の診断	有 無	診断名:			※有の場合は記入
手帳交付	有 無	( 級 度 )			※有の場合は記入
療育相談施設等 の利用状況 (利用の検討含む)	利用施設名				
	利用開始時期		利用頻度		
	利用・検討の 経 緯 等				

# 児 童 保 育 記 録 表

年 月 日から

年 月 日まで

児童氏名

項目 年月	発達の程度・身体面	問 題 行 動	そ の 他



第2号様式

板子保第 号  
年 月 日

保 育 園 長 様

板 橋 区 長

要 支 援 児 加 算 等 認 定 結 果 通 知 書

貴園から申請のありました要支援児加算等認定申請につきましては、  
年 月 日に開催した認定会議において、厳正な審議の結果、  
下記のとおり決定いたしましたので通知いたします。

記

児 童 氏 名	認 定 等 の 可 否	認 定 年 月 日

以下、板橋区保育の利用児童の要支援児加算認定会議要綱（昭和49年4月1日施行）第4条より抜粋

（認定対象児童）

認定の対象となる児童とは、次の各号に定める基準のいずれか一つ又は重複して該当するものであること。ただし、障がいの程度が基準に該当する児童であっても、健全児と同じ保育が可能である場合は、ここにいう要支援児とみなさない。

- (1) 身体障がいについては、おおむね身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害級別5級又は4級程度
- (2) 知能、社会性及び機能などの発達の遅れについては、おおむね東京都愛の手帳交付要綱第4条に定める判定基準の軽度又は中度程度

(あて先) 板橋区長

保育園名

施設長名

要支援児加算等認定解除申請書

下記の児童の要支援児加算について、認定解除を申請いたします。

記

フリガナ 児童氏名	(男・女)
生年月日 (歳)	年 月 日 (歳 か月)
認定年月日	年 月 日
認定状況	

※認定状況は、児童の状況や保護者の承諾など具体的に記入すること。

※医師の診断書等があれば、添付すること。

第4号様式

板子保第 号  
年 月 日

保 育 園 長 様

板 橋 区 長

要 支 援 児 加 算 等 認 定 解 除 通 知 書

下記の児童の要支援児加算について、下記のとおり決定いたしましたので  
通知いたします。

記

児 童 氏 名	解 除 の 可 否	解 除 年 月 日